

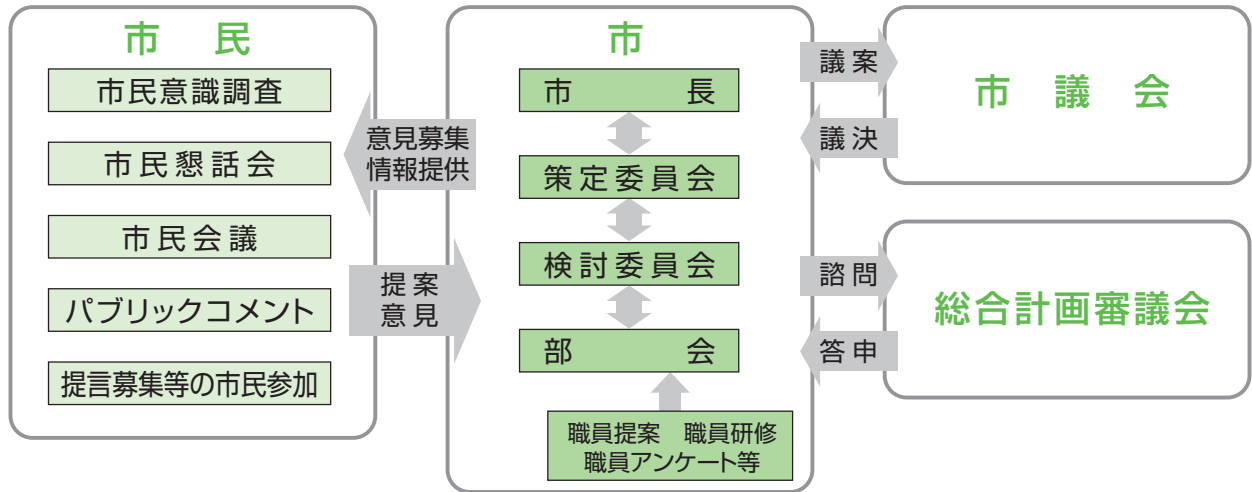
## IV 資料

1. 第4次狭山市総合計画策定の流れ
2. 狭山市総合計画審議会
3. 市民参画
4. 職員参画

1

# 第4次狭山市総合計画策定の流れ

## 1 策定体制



## 庁内体制

策定委員会	副市長、教育長及び部長で構成
検討委員会	総合政策部長、次長、参事及び関係する課長で構成
部会	検討委員会委員及び策定主任者（主幹以下）で構成、7つの部会を設置

## 市民参画

総合計画審議会	市長の諮問に応じて、総合計画に関する審議を行い、市長へ答申
市民意識調査	市民 3,000 人を対象に実施
市民懇話会	総合計画の策定や地区の課題等について、市民と市長が意見を交換
市民会議	策定段階より幅広い市民の参画を得るために開催、市長へ提言書を提出
パブリックコメント	総合計画素案を公表し、広く市民から意見などを募集

## 2 策定経緯

平成 25 年

月	内 容
4月	策定についての基本的事項を決定
8～9月	策定委員会を開催(2回、策定方針の検討)
10月	策定方針を決定 振興計画審議会を開催
10月～11月	市民意識調査を実施 ふれあい市民懇話会を開催(2回、テーマ:今後10年間のまちづくり)
11月	職員アンケートを実施
11月～ 平成26年1月	まちづくり市民提案を募集

平成 26 年

月	内 容
1月	策定委員会を開催(検討委員会設置の検討)
1月～2月	第3次総合振興計画後期基本計画の施策評価を実施
2月	振興計画審議会を開催
2月～7月	小中学生を対象に「将来、私が住みたいまち」作品(標語・絵)を募集
4月	策定委員会を開催(基本構想部会設置の検討) 検討委員会を開催(基本構想部会設置の検討)
4月～9月	市民会議を開催(7分科会合同で7回) 第1分科会(環境共生)、第2分科会(健康福祉)、第3分科会(都市基盤) 第4分科会(産業経済)、第5分科会(教育文化)、第6分科会(市民生活) 第7分科会(計画推進)
5月～6月	基本構想部会を開催(4回、基本構想骨子案の検討)
6月	検討委員会を開催(基本構想骨子案の検討)
7月	策定委員会を開催(基本構想骨子案の検討) 振興計画審議会を開催
8月	基本構想部会を開催(2回、基本構想素案の検討) 策定委員会を開催(基本計画部会設置の検討) 検討委員会を開催(2回、基本構想素案の検討、基本計画部会設置の検討)
9月～10月	策定委員会を開催(2回、基本構想素案、前期基本計画の構成、策定の進め方の検討)
10月	検討委員会を開催(前期基本計画の構成、策定の進め方の検討)
10月～ 平成27年1月	基本計画部会を開催(部会ごとに3回、合計21回、前期基本計画骨子案の検討) 環境共生部会、健康福祉部会、都市基盤部会、産業経済部会 教育文化部会、市民生活部会、計画推進部会
12月	振興計画審議会を開催

# IV. 資料

平成 27 年

月	内 容
1 月	検討委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討）
2 月～3 月	基本計画部会を開催（部会ごとに 2 回、合計 14 回、前期基本計画骨子案の検討）
4 月	検討委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討） 策定委員会を開催（前期基本計画骨子案の検討）
4 月～5 月	検討委員会を開催（8 回、前期基本計画素案の検討）
5 月～7 月	策定委員会を開催（4 回、前期基本計画素案の検討）
7 月～8 月	パブリックコメントを募集
7 月	市議会常任委員会協議会を開催（協議会ごとに 1 回、合計 3 回）
8 月	策定委員会を開催（基本構想案・前期基本計画案の検討） 総合計画審議会を開催
10 月	策定委員会を開催（2 回、基本構想案・前期基本計画案の検討）
11 月～12 月	総合計画審議会を開催（4 回、諮問及び審議）

平成 28 年

月	内 容
1 月	総合計画審議会からの答申 策定委員会を開催（基本構想案・前期基本計画案の検討）
2 月	基本構想の議案を市議会へ提案
3 月	基本構想を議決 前期基本計画を決定

## 3 狭山市基本構想の議決に関する条例

狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年 6 月 29 日条例第 15 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、基本構想を議会の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「基本構想」とは、本市の総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための指針をいう。

（議会の議決）

第 3 条 市長は、基本構想の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための」を「狭山市基本構想の議決に関する条例（平成 27 年条例第 15 号）第 2 条に規定する」に改める。

## 2

## 狭山市総合計画審議会

## 1 狭山市総合計画審議会条例

狭山市総合計画審議会条例(昭和42年3月24日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、狭山市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、狭山市基本構想の議決に関する条例(平成27年条例第15号)第2条に規定する基本構想及びその実現を図るための基本計画の策定に関し必要な審議を行うため、狭山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の農業委員会の委員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員の中から市長が任命する。

2 幹事は市長の指揮をうけ、計画の策定に関し必要な調査を行なう。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日条例第41号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月13日条例第22号)

この条例は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月29日条例第16号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第4号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第18号)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「行なう」を「行う」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表振興計画審議会委員の項中「振興計画審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

## 2

## 第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画についての諮問と答申

狭政発第69号  
平成27年11月18日

狭山市総合計画審議会  
会長 小玉 武生 様

狭山市長 小谷野 剛

## 第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について（諮問）

第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について、別添のとおり案を策定したので、狭山市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月8日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市総合計画審議会  
会長 小玉 武生

## 第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について（答申）

平成27年11月18日付け狭政発第69号で諮問のあった第4次狭山市総合計画基本構想及び前期基本計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

《 別紙 》

## 答 申

我が国は、超高齢社会や人口減少、財政逼迫などさまざまな難題に直面しています。こうした問題は都市部より地方において、一層顕著に表面化しています。日本創成会議が発表した、2040年までに全国の市区町村の半数が消滅する可能性があるという指摘は、全国に大きな衝撃を与えました。今や地域の活性化が、国家の存亡を左右すると認識しなければなりません。

狭山市もその可能性を免れるものではなく、今後、人口の減少を抑制するとともに、人口が減少しても暮らしやすいまちづくりを進めることは、きわめて重要であります。そしてこれらの課題に対応していくためには、市政全般にわたるパラダイムの転換が不可欠だと考えます。

こうしたなかで、今後10年間の狭山市のまちづくりの根幹となる第4次狭山市総合計画基本構想と、5年間に取り組む施策の内容を示した前期基本計画が、市長より本審議会に諮問されました。

この計画では、これまでの伝統と文化を大切にしながら、次世代につながる元気なまちづくりを目指し、若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、10年後も14万人台の人口を維持するとされています。

また、この計画の策定にあたっては、市民意識調査、市民会議、ふれあい市民懇話会やパブリックコメントを実施するなど市民参画の機会を充実させ、特に若い世代の意見を聴き取るよう配慮されました。加えて、計画策定後の進行管理のために、施策ごとに成果目標を設定し、実現のための指針として示されています。

本審議会では、基本構想及び前期基本計画について、様々な角度から審議を重ねました。その結果、上記の点を評価し、概ね妥当な内容であると判断いたします。

なお、答申にあたり、次のとおり意見や要望を付します。第4次総合計画を推進するにあたっては、これらの点に十分留意されますようお願いいたします。

### 1 基本構想について

- ① 10年後に14万人台の人口を維持するため、狭山市の魅力を積極的に発信し、若い世代の定住と市外からの移住を促進するとともに、出生率の向上に取り組まれない。
- ② 豊かな自然環境を保全しつつ、快適な都市空間を構築するため、企業立地を促進するにあたっては、両者の考え方が共存し、また、ソフトとハードがバランスよく調和するような施策を推進されたい。
- ③ 厳しい財政状況のもと、持続可能なまちづくりを進めるため、まずは現状をしっ



かりと認識したうえで、従来の方法にとらわれることなく、計画的に無理と無駄を省き、選択と集中を推進されたい。

## 2 前期基本計画について

### (第1章 環境共生)

- ① 温室効果ガスの削減については、市民生活と事業活動の両面に着目して推進されたい。また、水素自動車等の普及に向け、市が主体となった先進的な取り組みを進められたい。
- ② 緑地の保全と活用は、緑地が持つ多様な機能に着目し、平地林とともに斜面林についても推進されたい。また、所有者や地域の意向を考慮し、慎重に対応されたい。
- ③ 不法投棄の防止については、監視を強化するなど、引き続き取り組みを進められたい。
- ④ 空き家対策は、防災、防犯、衛生などの課題の解決にとどまらず、利活用や定住促進の観点も含めて取り組まれたい。
- ⑤ 生ごみの有効活用は、焼却施設の長寿命化や適正な運転管理の観点からも重要であり、近隣市の動向や連携も視野に入れた検討を進められたい。
- ⑥ 施策の成果目標については、近隣市と数値比較するなど、施策の推進にあたっては、より高い成果をめざして取り組まれたい。

### (第2章 健康福祉)

- ① 食育は、健康づくりや子育てにおいて非常に重要であることから、積極的に推進されたい。
- ② 地域包括ケアシステムの構築については、高齢者の生活の質を重視し、また適正な医療の提供を確保する観点から、しっかりとした取り組みを進められたい。
- ③ 障害者への理解を深めるため、子どものころから健常者と障害者を分けるのではなく、多様性を受け容れたうえで、ニーズに応じた支援を実施されたい。
- ④ 子育て支援については、子育て支援ネットワークなど狭山市の特色を活かした取り組みに力を注ぎ、PRも積極的に推進されたい。
- ⑤ 生活困窮者が医療機関の受診を控えることにならないよう、適切な対応を講じられたい。

### (第3章 都市基盤)

- ① 旧中央公民館等跡地や統廃合された学校跡地などの活用は、無理、無駄が生じないように、慎重に取り組まれたい。
- ② いわゆる買い物弱者の解消に向け、公共交通の充実を図られたい。
- ③ 鉄道事業者に協力を仰ぎつつ、西武新宿線の利便性を向上されたい。

- ④ 自転車通行空間の設置については、自転車が原則として車道を走行することとなり、危険な箇所も見受けられることから、積極的に取り組まれない。
- ⑤ 将来像にうたう「緑」にふさわしい公園整備や都市緑化を進められたい。

## (第4章 産業経済)

- ① 企業誘致にあたっては、土地利用転換が必要となることから、国や県へ働きかけ、長期的な視点に立って取り組みを進められたい。また、重厚長大型の産業だけにとられず、人的集約型の産業を誘致するという発想の転換を図られたい。
- ② 工業が活性化するためには、人材育成が重要であることから、子どものころからものづくりに対する関心を高めるとともに、高校や大学と連携した取り組みを検討されたい。
- ③ 狭山茶ブランドの確立をめざし、さらなる品質の向上を図るとともに、子どものころからお茶に親しむ習慣を育み、消費量の拡大に取り組まれない。
- ④ 後継者不足による遊休農地の増加を抑制するため、行政、議会、JAなど、様々な主体が連携を密にして取り組みを進められたい。
- ⑤ 地域資源を活かした観光を推進するため、様々な情報を集約し、多様な手段を用いて、協働により狭山市の魅力を発信されたい。また、観光地までの移動手段の確保についても検討されたい。

## (第5章 教育文化)

- ① スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、スポーツ施設の整備・拡充を前向きに推進されたい。
- ② 学力向上については、学校での教育、基本的な生活習慣の定着など、様々な観点からの取り組みを進められたい。また、生きる力を育むためには、学力だけでなく、思いやりの気持ちや豊かな心などを養う教育を推進されたい。
- ③ 外国語早期教育については、その目的、手法、効果及び費用などの側面から、慎重に検討を行われたい。
- ④ 本を読むことは、様々な力を育み、ひいては学習意欲を高め、学力向上にもつながるものと考えられることから、学校図書館司書を配置するなど、読書環境の整備を推進されたい。
- ⑤ 学校給食におけるアレルギー対応食の提供については、人命に関わるものであることから、しっかりとした取り組みを進められたい。

## (第6章 市民生活)

- ① 自治会への加入促進については、協働の観点からも重要であるので、より高い加入率をめざして取り組まれない。
- ② 男女共同参画については、それぞれが個性と能力を発揮し、対等に参画できる社

会を実現するため、一層取り組みを進められたい。

- ③ 公共施設等の耐震化については、長期的な視点に立ち、財政負担の軽減と平準化を図りつつ、計画的に実施されたい。
- ④ 防犯灯のLED化については、設置後の適正な管理にも意を用いられたい。

(第7章 計画推進)

- ① 協働の推進にあたっては、市民、市民団体、地域団体のほか、高校や大学との連携についても取り組まれたい。また、高齢者の健康や生きがいにつながるような取り組みも推進されたい。
- ② 情報を受け取る側からの視点を持ちつつ、狭山市の魅力をアピールし、積極的にシティプロモーション活動を推進されたい。
- ③ 多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、機能的な組織運営に取り組まれたい。
- ④ 婚活の支援にあたっては、出会いの場の提供だけでなく、安定した雇用の創出など、結婚やその後の生活に対する不安を軽減するような取り組みも推進されたい。
- ⑤ まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性についても留意されたい。

## 3

## 市民参画

## 1 市民意識調査

目的	第4次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する市民の意向等を把握し、計画づくりに反映させる。
調査対象	満20歳以上の市民(平成25年10月1日現在)
調査方法	郵送配布、郵送回収
対象者数(配布数)	3,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出 (性別、地区、年代で区分し、人口割合で按分して抽出)
有効回答数	1,520人
有効回答率	50.7%
調査期間	平成25年10月31日(木)～11月13日(水)
調査項目	居留意向、市の取り組みに対する評価と今後への期待、協働によるまちづくり、子育て支援、老後の生活、安全・安心なまちづくり、行財政改革、市政の方向性など

## 2 ふれあい市民懇話会

目的	「今後10年間のまちづくりについて～次期総合計画へ向けて～」をテーマとして、「狭山市のまちづくり」や「課題等」についての意見を伺う。
参加者	市内で活動する各種市民団体100団体、165人
開催日時	平成25年10月25日(金)13:30～15:30 平成25年11月2日(土)18:30～20:30

## 3 まちづくり市民提案

目的	「狭山市のまちづくり」について、より多くの市民の声を伺う。
提案方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
提案期間	平成25年11月8日(金)～平成26年1月31日(金)
提案数	13件(提案者7人)

## 4 「将来、私が住みたいまち」作品（標語・絵）

目的	将来の狭山市の主役となる小・中学生が、どのようなまちに住みたいと考えているのかを把握し、その発想を計画に取り入れるとともに、総合計画についての関心を高める。
応募方法	市内の公立小中学校へ提出
応募期間	平成26年4月～平成26年7月18日(金)
応募数	標語：小学生1,882人、中学生11人 絵画：小学生724人、中学生107人

## 5 第4次狭山市総合計画策定市民会議要綱

## 第4次狭山市総合計画策定市民会議要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、第4次狭山市総合計画 基本構想(以下「基本構想」という。)及び前期基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に係る市民会議の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市は、基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民参画による計画づくりを推進するため、第4次狭山市総合計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

## (組織)

第3条 市民会議は、委員70人以内をもって組織する。

2 市民会議に分科会を置き、分科会の数は7とする。

3 市民会議にリーダー会議を置くことができる。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選考する。

(1) 無作為に抽出した者で、かつ委員に応募した者

(2) 各種団体から推薦された者

2 前項の抽出及び推薦は、次のいずれにも該当する者のうちから行うものとする。

(1) 市内に在住又は在勤する者で、平成26年1月1日時点において満18歳以上の者

(2) 国会議員、県議会議員又は市議会議員でない者

3 委員の任期は、市民会議の発足日から提言書の提出日までとする。

4 委員は、無報酬とする。ただし、記念品を進呈することができる。

5 市長は、市民会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 市内に在住又は在勤でなくなったとき。

- (2) やむを得ない理由により離任を申し出たとき。
  - (3) その他解任することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。
- (委員の責務)

第5条 市民会議の委員は、市民会議の設置の趣旨を踏まえて、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会議には、自発的かつ積極的に参加すること。
- (2) 会議では、互いを尊重したうえで、積極的に意見表明をすること。
- (3) 施策等の検討にあつては、全市的見地に立って論議すること。
- (4) 提言する施策等は実現可能なものとなるように留意すること。
- (5) 極力簡潔にし、時間を有効に活用すること。

(議事)

第6条 会議における決定は、出席委員全員の合意によることを原則とするが、採決が必要な案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定とする。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則として、全て公開とする。

- 2 会議の傍聴の許可は、会議の主宰者が、会場の状況等を考慮して行うものとする。
- 3 会議の開催日は、可能な限り、事前に公表するものとする。
- 4 会議録は、会議の経緯と決定事項等を内容とし、委員の協力により作成する。

(提言等)

第8条 市民会議は、平成26年7月までに中間提言を、9月までに提言を、それぞれ市長に対して提出するものとする。

(分科会)

第9条 分科会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会のテーマに係る施策の検討に関すること。
  - (2) 分科会のテーマに係る市への提言書の内容の検討に関すること。
  - (3) その他分科会の運営に係る検討に関すること。
- 2 市民会議の委員は、原則としていずれかの分科会の委員になるものとする。
  - 3 分科会にリーダー1人及びサブリーダー1人を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
  - 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(リーダー会議)

第10条 リーダー会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 分科会の審議に係る調整に関すること。
  - (2) 基本計画の施策に係る調整に関すること。
  - (3) 市へ提出する提言書の調整に関すること。
  - (4) その他市民会議の運営に係る連絡調整に関すること。
- 2 リーダー会議は、次条に定める分科会のリーダー及びサブリーダーをもって組織する。
  - 3 リーダー会議に統括リーダー1人及び統括サブリーダー1人を置き、リーダー会議の

委員のうちから互選によりこれを定める。

4 統括サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(市の役割)

第 11 条 市の役割は、次のとおりとする。

(1) 市民会議が施策の審議や提言のとりまとめを行うために必要な情報の提供に関すること。

(2) リーダー会議及び分科会にオブザーバーとして市職員等を派遣すること。

(3) その他、市民会議の円滑な運営に資するため、市民会議からの求めに応じ必要な支援を行うこと。

(庶務)

第 12 条 市民会議の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、市民会議で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、市への提言書の提出をもって、その効力を失う。

## 6 第4次狭山市総合計画策定市民会議による提言

目的	基本構想及び基本計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く伺い、市民参画による計画づくりを推進する。	
参加者	住民基本台帳に登録された20歳～75歳の市民で無作為抽出された者のうちの応募者42人、日ごろから協働に積極的に取り組み、関係団体に所属している者のなかで、各部の部長から推薦された者24人	
開催日	平成26年4月23日(水)、5月16日(金)、6月4日(水)、6月28日(土)、7月16日(水)、9月3日(水)、9月26日(金)	
提言	<b>分科会</b>	<b>テーマ</b>
	環境共生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境学習の推進</li> <li>2. ごみの減量</li> <li>3. 自然資源の活用推進</li> </ol>
	健康福祉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康づくり</li> <li>2. 高齢者が安心して暮らせる</li> <li>3. 障害があっても地域で暮らせる</li> <li>4. 子育てを地域で支える</li> </ol>
	都市基盤	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路～快適な道路ネットワークの形成～</li> <li>2. 道路～みんなが使いやすい道路～</li> <li>3. 魅力ある地域拠点の整備</li> </ol>
	産業経済	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商店街の活性化</li> <li>2. 狭山市駅周辺</li> <li>3. 農業の振興</li> <li>4. 観光の振興</li> <li>5. 工業の振興</li> </ol>
	教育文化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生涯学習の充実</li> <li>2. 学校・家庭教育の充実</li> <li>3. 地域における教育文化の充実</li> </ol>
	市民生活	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の防災対策</li> <li>2. 高齢者の安心な暮らし</li> <li>3. 地域活動への若者の参加</li> </ol>
	計画推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 狭山市のセールスポイントの発見、発信</li> <li>2. 行政と市民がパートナーとして取り組むまちづくり</li> <li>3. 安定的な行財政運営</li> </ol>



## 7 パブリックコメント

目的	第4次狭山市総合計画の素案を市民に公表し、寄せられた意見などを考慮して反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する。
提出方法	電子メール、公式ホームページ上の応募フォーム、ファックス、郵送、持参
提出期間	平成27年7月17日(金)～8月14日(金)
意見数	30件(提案者17人)

## 4

## 職員参画

## 1 狭山市総合計画策定に関する委員会規程

狭山市総合計画策定に関する委員会規程(昭和58年10月24日訓令第9号)

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規程は、狭山市基本構想の議決に関する条例(平成27年条例第15号)第2条に規定する基本構想(以下「基本構想」という。)並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画(以下これらを「総合計画」という。)について、その策定に関する委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (策定に関する委員会)

第2条 本市は、総合計画策定に関する委員会として狭山市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)及び狭山市総合計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

## 第2章 策定委員会

## (所掌事務)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の基本的な策定方針の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合計画の最終的な総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関する重要事項に関すること。

2 策定委員会は、前項各号に掲げる事項に関し市長に報告するものとし、必要に応じて意見を述べることができる。

## (組織)

第4条 策定委員会は、次に掲げる職員をもつて充てる。

- (1) 副市長及び教育長
- (2) 総合政策部、総務部、市民部、環境経済部、福祉子ども部、長寿健康部、都市建設部、上下水道部、生涯学習部及び学校教育部の部長並びに担当部長

## (委員長、副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は総合政策部長をもつて充てる。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(資料の提出等の要求)

第7条 策定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

### 第3章 検討委員会

(所掌事務)

第8条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画を策定するために必要な調査及び検討に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の原案を作成すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に関する事項に関すること。

2 検討委員会は、前項各号に掲げる事項に関し策定委員会に報告するものとし、必要に応じて意見を述べるることができる。

(組織)

第9条 検討委員会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 検討委員会の委員は、市長が指名する。

(委員長、副委員長)

第10条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部長をもつて充て、副委員長は市長が指名する。

2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討委員会の会議)

第11条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第12条 検討委員会に部会を置き、部会は、検討委員会の所掌事務を分掌する。

2 委員が所属する部会は、市長が定める。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ市長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(策定主任者)

第13条 前条に定めるもののほか、部会に策定主任者を置き、部会に所属する委員以外の者のうちから市長が指名する。

2 策定主任者は、その所属する課等の所掌事務について調整する。

(部会の会議)

第14条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(資料の提出等の要求)

第15条 検討委員会又はその部会は、所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第4章 雑則

### (庶務)

第16条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

### (委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、総合計画策定に関する委員会の運営に関しては、それぞれ策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

### 附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(昭和60年6月19日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月14日訓令第2号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月24日訓令第2号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日訓令第6号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月28日訓令第6号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月28日訓令第11号)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成14年5月30日訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日訓令第14号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年12月25日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月20日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月21日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 18 日訓令第 1 号)  
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 4 日訓令第 2 号)  
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日訓令第 13 号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 2 職員アンケート

目的	第 4 次狭山市総合計画の策定にあたり、市政に関する職員の意向や提案等を把握し、市民意識調査の結果とも比較しつつ、計画づくりに反映させる。
調査対象	一般職に属するすべての職員(平成 25 年 11 月 1 日現在)
調査方法	電子メール
対象者数	935 人
有効回答数	787 人
有効回答率	84.2%
調査期間	平成 25 年 11 月 1 日(金)～11 月 15 日(金)
調査項目	市の取り組みに対する評価と今後への期待、行財政改革、市政の方向性、市政を取り巻く状況、これからの総合計画のあるべき姿など

## 3 第 4 次狭山市総合計画策定市民会議への職員参加

市民会議の 7 つの分科会ごとに、関係する課の職員が 2 人ずつ、合計 14 人の職員がオブザーバーとして参加し、情報提供や議論に加わるなどした。